

妊婦健康診査について 令和7年度版

妊婦健康診査実施医療機関一覧

R7.4

同封の受診票で健康診査を受けることができる市内の医療機関は次のとおりです。受診日や受診時間は医療機関によって異なります。**電話でご予約の上、受診してください。**
なお、受診の際は、受診票のほかに母子健康手帳とマイナンバーカード(旧健康保険証)を必ず持参してください。

別紙の妊婦健康診査受診票により受診します。
立川市に住民登録がある方が対象です。受診する場合は受診票のほかに、母子健康手帳と健康保険証が必要です。

●受診する前に、右表の医療機関一覧に掲載されている医療機関に電話などで予約してください。

●公費負担は14回です(令和7年4月現在)
妊婦健康診査は14回程度受診することが望ましいとされています。実施時期に決まりはありませんが、標準的な実施時期と回数は次のとおりです。
妊娠初期～妊娠23週まで…4週間に1回程度(4回)
妊娠24週～妊娠35週まで…2週間に1回程度(6回)
妊娠36週～出産まで………1週間に1回程度(4回)

●健診の内容について
[1回目の検査項目]
問診、体重・血圧測定、尿検査、血液検査、血液型、貧血・血糖、不規則抗体、梅毒、B型肝炎、C型肝炎、風しん、HIV抗体、子宮頸がん

[2回目以降の検査項目]
問診、体重・血圧測定、尿検査、保健指導、その他として次の中から1項目を選択可能[クラミジア抗原、経膈超音波、HTLV-1抗体検査、貧血、血糖、B群溶連菌、ノン・ストレス・テスト]
※選択項目については、どの時期にどの検査を受けるかを、主治医や医療機関と相談し、決めてください。どれも選択しないこともできます。

超音波検査(経腹法)を4回受診可能です。

●すべてが無料とは限りません
受診票に記載されている検査項目については公費負担の対象ですが、それ以外の診察・検査等を行う場合には、自己負担が発生する場合があります。費用については医療機関におたずねください。

●受診票は原則として再発行できません。ご注意ください。

●東京都内の市区町村に転出した場合、受診票はそのまま使えます。
(東京都内の自治体で妊婦健康診査の相互乗り入れを実施しています。)
東京都外へ転出した場合、受診票は使えません。

どちらの場合でも、妊婦健康診査の回数や実施医療機関について、その他の母子保健のサービスについて、転出先の保健センターや保健所へおたずねください。

医療機関名	所在地	電話
井上レディースクリニック	富士見町1-26-9	529-0111
毛利もとこ女性クリニック	柴崎町2-1-8 立川駅南口メディカルモール2F	540-3300
こむかい産婦人科	錦町2-3-30	525-3524
共済立川病院	錦町4-2-22	523-3131
泉医 院	曙町2-14-16 ホテルエミシア東京立川1階	522-2233
立川相互病院	緑町4-1	525-2585
永井産婦人科病院	幸町4-27-1	535-3544
ロビンの空クリニック	高松町1-300-1-100	506-1980

上記以外にも、東京都医師会に加入し公費負担の妊婦健診を取り扱う東京都内の医療機関では、立川市民が別紙の受診票により公費負担による妊婦健康診査を受けることができる場合があります。医療機関へ直接、お問い合わせください。

立川市子ども家庭センター 立川市錦町3-3-6 TEL527-3234